

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人事務局  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和4年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について（依頼）

標記について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から別紙のとおり依頼がありました。

アルコール関連問題に関する啓発については、アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号。以下「基本法」という。）第15条において、知識の普及のために必要な施策を講ずるものとされ、基本法に基づくアルコール健康障害対策推進基本計画（第2期）（令和3年3月26日閣議決定。以下「基本計画」という。）の基本的施策において、学校教育等の推進が位置付けられているところです。

また、基本法第10条において、毎年11月10日から16日までを「アルコール関連問題啓発週間（以下、「啓発週間」という。）」と定め、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとされております。

については、基本法及び基本計画の趣旨を踏まえ、令和4年度啓発週間において、飲酒防止教育の実施やポスターの掲示等、様々な機会・方法を通じて、アルコール関連問題の啓発に御協力くださるようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して周知されるようお願いいたします。

1 アルコール健康障害対策推進基本計画（抜粋）

IV 基本的施策

1. 教育の振興等

(1) 学校教育等の推進

① 小学校から高等学校における教育

○ 学校教育において、アルコールが心身の健康や、社会に及ぼす影響などを発達段階に応じて正しく認識させること等によって、20歳未満の段階では飲酒をしないという判断力や態度、生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を養う。

○ 学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議等の場において、アルコールが心身の健康や社会に及ぼす影響等について、周知する。

2 令和4年度における「アルコール関連問題啓発週間」の取組

以下の厚生労働省ウェブサイトにて啓発ポスター等のダウンロードが可能ですので、適宜御活用ください。

(URL) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176316\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176316_00005.html)

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係

TEL : 03-6734-2976 (直通) FAX : 03-6734-3794